

## 改正の検討が必要な法律

以下は、現時点で改正の検討が必要と考えられている法律（38本）について、改正の検討が必要と考えられる理由に則して分類したものであり、今後の検討によって改正が不要と整理される可能性があるものも含まれる。

また、以下に掲げられる法律以外の法律についても、具体的な制度設計の在り方や導入時期等によって改正の検討が必要となるものがあり得ると考えられる。

（注：●印が初出の法律）

### 1. 学年の始期・終期に係るもの

- 学校教育法第16条、第17条（義務教育の期間）
- 学校教育法第32条、第47条、第49条の4、第49条の5、第56条、第58条、第58条の2、第65条、第66条、第70条第2項（修業年限）

### 2. 基準日に係るもの

#### （1）身分等の期限に係るもの

- 国家公務員法第81条の2第1項、第81条の4第3項（国家公務員の定年退職日）
- 地方公務員法第28条の2第1項（地方公務員の定年退職日）
- 教育公務員特例法（教育公務員等の定年退職日）
- 教育職員免許法第9条、第9条の2（教員免許状の有効期限）
- 自衛隊法第44条の2第1項、第44条の4第3項（自衛官以外の隊員の定年退職日）

#### （2）給付要件に係るもの

- 国家公務員災害補償法第16条第1項、第17条の2第1項（高校生の範囲）
- 一般職の職員の給与に関する法律第11条第2項及び第4項、第11条の2第1項（中学生・大学生の範囲）
- 子ども・子育て支援法第6条第1項（「子ども」の定義）
- 子ども・子育て支援法第30条の4、第30条の5第7項、第30条の8第4項、第66条の3第1項（子育てのための施設等利用給付の支給要件等）
- 児童手当法第3条（「児童」の定義）
- 児童手当法第4条第1項、第6条第1項、第18条第2項、第21条第1項（小学生・中学生の範囲）
- 地方公務員等共済組合法第2条第3項、第107条第2項（高校生の範囲）
- 地方公務員等共済組合法第59条第2項（未就学児の範囲）
- 地方公務員災害補償法第32条第1項、第34条第1項（高校生の範囲）
- 国家公務員共済組合法第2条第3項、第93条第2項（高校生の範囲）
- 国家公務員共済組合法第57条第2項（未就学児の範囲）

- 厚生年金保険法第44条第1項及び第4項、第59条第1項、第63条第2項（高校生の範囲）
- 国民年金法第33条の2第1項から第3項まで、第37条の2第1項、第39条第3項、第40条第3項（高校生の範囲）
- 児童扶養手当法第3条第1項（「児童」の定義）
- 生活保護法第55条の5第1項（高校生の範囲）
- 労働者災害補償保険法第16条の2第1項、第16条の4第1項（高校生の範囲）
- 石綿による健康被害の救済に関する法律第60条第1項（高校生の範囲）
- 戦傷病者戦没者遺族等援護法第8条第2項、第25条第1項（高校生の範囲）
- 母子保健法第6条第3項（未就学児の範囲）
- 健康保険法第110条第2項（未就学児の範囲）
- 船員保険法第35条第1項、第99条第1項（高校生の範囲）
- 船員保険法第76条第2項（未就学児の範囲）
- 国民健康保険法第9条第6項、第10項（高校生の範囲）
- 国民健康保険法第42条第1項（未就学児の範囲）
- 公害健康被害の補償等に関する法律第30条第1項、第33条（高校生の範囲）

### (3) その他

- 道路交通法第14条第3項（「児童」及び「幼児」の定義）
- 司法試験法第4条（受験資格）
- 裁判所法第66条第1項（司法修習生の採用要件）
- 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第5条、第5条の2、第5条の3（補助対象行為に係る基準日）
- 児童福祉法第4条第1項（「幼児」及び「少年」の定義）
- 児童福祉法第6条の3第1項（大学生の範囲）
- 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）附則第6条の2（経過措置の期間の延長）
- 労働基準法第56条第1項、第60条第3項（労働者の最低年齢）
- 船員法第85条（漁船員として使用出来ない者（中学生））
- 不動産の鑑定評価に関する法律（不動産鑑定士試験（短答式試験）の免除要件）
- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条第1項（「子ども」の定義）

### 3. 年度の改正に係るもの

- 地方独立行政法人法第32条（公立大学法人の事業年度）
- 国立大学法人法第35条（国立大学法人等の事業年度）
- 私立学校法第49条（学校法人の会計年度）